

ふじみ野市パブリック・コメント手続実施要綱の解説

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成の過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(解説)

パブリック・コメントの目的は、市が政策等を策定する場合、その案を事前に公表して、市民等からその案に対する意見を募集し、その寄せられた意見を考慮して、意見に対する市の考え方を明らかにすることで、政策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政参画の機会を提供するとともに、市民と行政の協働による開かれた市政を推進するために実施するものです。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その案を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及びその意見等に対する市の考え方等を公表していく一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び水道事業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(解説)

このパブリックコメント制度は、市の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を広く公表し、市民のだれもが意見を述べる機会を設け、それに対する市の考え方を公表していく一連の手続です。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる政策等について、パブリック・コメント手続を実施する

ものとする。

- (1) 市の全体又は各分野における基本的な方針を定める計画の決定又は重要な改定
- (2) 市の施策に関する基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの

(解説)

「市の全体または各分野における基本的な方針を定める計画」とは、総合振興計画など市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針など名称を問いません。

「市の施策に関する基本的な方針又は制度を定める条例」とは、市政全般や個別の行政分野における基本理念などを定める条例をいい、具体的な例として「情報公開条例」、「個人情報保護条例」などがあります。

「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、広く市民等に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項(普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。)に基づく条例をいいます。

(適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 政策等の策定に当たり、実施機関に裁量の余地がないと認められるもの
- (3) 法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント手続と同様の手続を行うもの
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関又は実施機関が設置するこれに準ずる機関において、パブリック・コメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの
- (6) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもの

(解説)

「緊急を要するもの」とは、本手続に要する所要時間の経過等により、政策等の効果が損われるなどの理由で本手続を経る時間がない場合をいいます。「軽微なもの」とは大幅な改

正又は基本的な事項の改定を伴わないものをいいます。

「実施機関に裁量の余地がないと認められるもの」とは、上位法令等にその内容が詳細に規定されていて実施機関に裁量の余地のないものをいいます。

(政策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に相当な期間を設け、その案を公表するとともに、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、経緯その他市民等が政策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(解説)

計画等の案を公表するに当たっては、最終的な意思決定前に適当な期間を設けて行います。実施期間は、市民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見等を提出することができるように、案に関連する資料等を併せて提供するよう努めます。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市役所情報公開コーナー及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

(解説)

計画等の案の公表は、市政への関心を持つ市民等が容易に閲覧又は入手できるよう、市役所情報公開コーナー及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布及び市のホームページへの掲載により行います。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、政策等の案及び第5条第2項に規定する資料の公表の日から原則として30日以上の期間を設けて、政策等の案についての意見等の提出を受けるものとする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所

在地、名称及び代表者の氏名)及び連絡先を明らかにしなければならない。

(解説)

意見等の提出期間の30日以上とは、一応の目安を定めたもので、具体的な日数は、市民等が意見等を提出するために、余裕を持ったスケジュールを確保した上で、実施機関の判断により適宜定める。

(意思決定に当たっての意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、ふじみ野市情報公開条例(平成17年ふじみ野市条例第8号)第6条各号に規定する不開示情報に該当するものを除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 第6条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(解説)

実施機関は、市民等から提出された意見の内容に着目し、計画等案をよりよいものにするために意見を十分に考慮して、意思決定を行います。

提出された意見等に対し、市の考え方などを公表します。ただし、この手続は市が計画等の立案を行う際、広く市民等から意見や情報提供を求め、市民との協働を図り、市政への市民参画を推進していくもので、いわゆる住民投票ではないので、計画等案の賛否を問うものではありません。よって、単に計画等の案の賛否を記載したものについては、市の考え方を公表しないことがあります。また、その他具体的な検討ができないものについても同様とします。

提出された意見等や市の考え方において、類似したものがある場合は、必要に応じてまとめて公表します。また、提出された意見等の量が多い場合は、実施機関で要約したものを公表することがあります。

(一覧表の作成等)

第9条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市ホームページへの掲載及び市役所情報公開コーナーでの閲覧の方法により市民等に情報提供するものとする。

(解説)

各パブリック・コメント手続の実施案件や実施状況の一覧を作成し、ホームページに常時、掲載するとともに、市役所の情報公開コーナーでも閲覧できるようにします。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関して必要な事項は、実施機関が別に定める。